

第1号議案

令和6年度静岡県一般会計予算

令和6年度静岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,316,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(県債)

第3条 法第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 県債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県税		497,000,000
	1 県民税	134,293,000
	2 事業税	148,334,000
	3 地方消費税	101,123,000
	4 不動産取得税	11,249,000
	5 県たばこ税	4,127,000
	6 ゴルフ場利用税	2,417,000
	7 軽油引取税	37,300,000
	8 自動車税	56,879,000
	9 鉱区税	4,000
	10 核燃料税	1,240,000
	11 狩猟税	34,000
2 地方消費税清算金		184,355,000
	1 地方消費税清算金	184,355,000
3 地方譲与税		71,600,000
	1 特別法人事業譲与税	68,695,000
	2 地方揮発油譲与税	2,001,000
	3 石油ガス譲与税	67,000
	4 自動車重量譲与税	585,000

	5 森林環境譲与税	227,000
	6 航空機燃料譲与税	25,000
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	9,949,000
5 地方交付税	1 地方交付税	186,500,000
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	950,000
7 分担金及び負担金	1 負担金	5,787,617
8 使用料及び手数料	1 使用料	14,741,056
	2 手数料	9,659,571
	3 証紙収入	766,485
9 国庫支出金	1 国庫負担金	4,315,000
	2 国庫補助金	128,808,325
	3 委託金	45,105,801
10 財産収入	1 財産運用収入	80,731,541
	2 財産売払収入	2,970,983
		2,320,029
	1 財産運用収入	898,551
	2 財産売払収入	1,421,478

1 1 寄附金		292, 121
	1 寄附金	292, 121
1 2 繰入金		76, 693, 877
	1 特別会計繰入金	498, 571
	2 基金繰入金	76, 195, 306
1 3 繰越金		3, 000, 000
	1 繰越金	3, 000, 000
1 4 諸収入		31, 542, 975
	1 延滞金、加算金及び過料等	500, 056
	2 預金利子	31, 500
	3 貸付金元利収入	249, 589
	4 受託事業収入	981, 758
	5 収益事業収入	5, 927, 000
	6 利子割精算金収入	1, 000
	7 雑入	23, 852, 072
1 5 県債		102, 460, 000
	1 県債	102, 460, 000
歳 入 合 計		1, 316, 000, 000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		2,001,537
	1 議会費	2,001,537
2 知事直轄組織費		12,867,367
	1 知事直轄組織費	12,867,367
3 危機管理費		6,063,985
	1 危機管理費	6,063,985
4 経営管理費		29,135,454
	1 経営管理費	16,217,520
	2 徴税費	8,893,732
	3 地域振興費	1,666,545
	4 選挙費	34,581
	5 出納費	1,833,463
	6 人事委員会費	230,185
	7 監査委員費	259,428
5 くらし・環境費		10,073,214
	1 くらし・環境費	3,247,009
	2 県民生活費	561,581
	3 建築住宅費	1,763,018
	4 環境費	4,501,606

<p>6 スポーツ・文化観光費</p>	<p>1 スポーツ・文化観光費</p> <p>2 スポーツ費</p> <p>3 文化費</p> <p>4 観光交流費</p> <p>5 空港振興費</p>	<p>13,883,370</p> <p>2,566,893</p> <p>1,403,627</p> <p>4,248,328</p> <p>2,398,761</p> <p>3,265,761</p>
<p>7 健康福祉費</p>	<p>1 健康福祉費</p> <p>2 福祉長寿費</p> <p>3 こども未来費</p> <p>4 障害者支援費</p> <p>5 医療費</p> <p>6 健康費</p> <p>7 生活衛生費</p>	<p>263,836,043</p> <p>10,984,668</p> <p>59,996,179</p> <p>50,010,623</p> <p>26,473,983</p> <p>36,173,178</p> <p>78,729,702</p> <p>1,467,710</p>
<p>8 経済産業費</p>	<p>1 経済産業費</p> <p>2 産業革新費</p> <p>3 就業支援費</p> <p>4 商工業費</p> <p>5 農業費</p> <p>6 農地費</p> <p>7 森林・林業費</p> <p>8 水産・海洋費</p>	<p>85,918,233</p> <p>14,050,767</p> <p>7,261,117</p> <p>2,241,312</p> <p>18,914,540</p> <p>12,131,210</p> <p>19,466,050</p> <p>10,074,322</p> <p>1,677,656</p>

	9 労働委員会費	101,259
9 交通基盤費		121,166,226
	1 交通基盤管理費	7,759,877
	2 建設経済費	108,075
	3 建築管理費	51,873
	4 道路費	44,673,470
	5 河川砂防費	36,667,160
	6 港湾費	14,337,662
	7 都市費	17,568,109
10 警察費		83,280,451
	1 警察管理費	79,750,045
	2 警察活動費	3,530,406
11 教育費		251,049,965
	1 総合教育費	11,850
	2 教育委員会費	23,000,811
	3 小学校費	61,862,487
	4 中学校費	38,419,140
	5 高等学校費	56,875,271
	6 大学費	7,353,074
	7 特別支援学校費	29,307,899
	8 学校教育費	2,994,695
	9 社会教育費	1,476,370
	10 私学振興費	29,748,368

1 2 災害対策費	1 観光施設災害復旧費 2 空港施設災害復旧費 3 社会福祉施設災害復旧費 4 農林水産施設災害復旧費 5 土木施設災害復旧費 6 教育施設災害復旧費 7 災害対策諸費	14,661,155 30,000 30,000 200,000 3,371,000 10,330,000 430,000 270,155
1 3 公債費	1 公債費	188,555,000 188,555,000
1 4 諸支出金	1 公営企業費 2 地方消費税清算金 3 所得割交付金 4 利子割交付金 5 配当割交付金 6 株式等譲渡所得割交付金 7 法人事業税交付金 8 地方消費税交付金 9 ゴルフ場利用税交付金 10 軽油引取税交付金 11 自動車税環境性能割交付金 12 利子割精算金	232,508,000 80,000 97,148,000 301,000 243,000 3,807,000 6,129,000 10,296,000 93,664,000 1,711,000 12,689,000 2,737,000 1,000

	1 3 旧法による自動車取得税交 付金	2,000
	1 4 県税還付金	3,700,000
1 5 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		1,316,000,000

第 2 表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	令和 6 年度から 令和 16 年度まで	元金1,045,000,000千円に利子を加えた額
2 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（グリーンボンド）	令和 6 年度から 令和 16 年度まで	元金134,000,000千円に利子を加えた額
3 グループウェア構築運用保守業務委託契約	令和 6 年度から 令和 13 年度まで	389,000 千円 （委託予定額 469,026 千円） （令和6年度計上予算額 80,026 千円）
4 施設予約システム運用業務委託契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	6,000 千円 （委託予定額 8,497 千円） （令和6年度計上予算額 2,497 千円）
5 総合庁舎ネットワーク設備改修工事（第3期）契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	173,000 千円 （工事予定額 173,000 千円） （令和6年度計上予算額 0 千円）
6 防災行政無線中継所電気通信設備等賃貸借契約（粟ヶ岳中継所ほか3件）	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	20,800 千円 （賃貸借予定額 26,000 千円） （令和6年度計上予算額 5,200 千円）
7 防災行政無線中継所鉄塔設備等賃貸借契約（高根山中継所）	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	7,000 千円 （賃貸借予定額 10,500 千円） （令和6年度計上予算額 3,500 千円）
8 デジタル防災通信システム（衛星系）改修工事契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	2,759,000 千円 （工事予定額 2,831,000 千円） （令和6年度計上予算額 72,000 千円）

9 富幕山無線中継所新設工事契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	267,000 千円 (工事予定額 342,000 千円) (令和6年度計上予算額 75,000 千円)
10 静岡総合庁舎空調設備更新工事契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	91,000 千円 (工事予定額 91,000 千円) (令和6年度計上予算額 0 千円)
11 静岡総合庁舎非常用発電機更新工事契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	119,000 千円 (工事予定額 119,000 千円) (令和6年度計上予算額 0 千円)
12 県税等収納事務委託契約	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	233,000 千円 (委託予定額 239,097 千円) (令和6年度計上予算額 6,097 千円)
13 公用車両取得契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	21,000 千円 (取得予定額 21,000 千円) (令和6年度計上予算額 0 千円)
14 省エネ住宅新築等事業費補助金の決定	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	12,160 千円 (補助金交付予定額 30,400 千円) (令和6年度計上予算額 18,240 千円)
15 防災・減災強化資金（耐震補強TOUKAI-0型）の利子補給	令和 6 年度から 令和 21 年度まで	45,083 千円
16 ツキノワグマ生息実態調査業務委託契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	1,300 千円 (委託予定額 12,000 千円) (令和6年度計上予算額 10,700 千円)
17 静岡県大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借契約	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	39,500 千円 (賃貸借予定額 40,169 千円) (令和6年度計上予算額 669 千円)
18 東京2025デフリンピック学校観戦業務委託契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	12,700 千円 (委託予定額 12,700 千円) (令和6年度計上予算額 0 千円)

19	静岡県コンベンションアーツセンター大ホール照明設備更新工事契約	令和6年度から 令和7年度まで	664,000千円 (工事予定額 664,000千円) 令和6年度計上予算額 0千円)
20	静岡県コンベンションアーツセンター大ホール舞台照明更新工事契約	令和6年度から 令和7年度まで	949,000千円 (工事予定額 949,000千円) 令和6年度計上予算額 0千円)
21	ロダン館受変電設備他更新工事契約	令和6年度から 令和7年度まで	118,000千円 (工事予定額 118,000千円) 令和6年度計上予算額 0千円)
22	清水港江尻地区陸電施設整備工事契約	令和6年度から 令和7年度まで	23,000千円 (工事予定額 23,000千円) 令和6年度計上予算額 0千円)
23	総合社会福祉会館本館外壁修繕他工事契約	令和6年度から 令和7年度まで	197,000千円 (工事予定額 295,000千円) 令和6年度計上予算額 98,000千円)
24	陽子線治療費に対する利子補給	令和6年度から 令和11年度まで	750千円
25	大阪・関西万博静岡県催事運営等業務委託契約	令和6年度から 令和7年度まで	53,900千円 (委託予定額 53,900千円) 令和6年度計上予算額 0千円)
26	次世代太陽光発電設備導入実証事業委託契約	令和6年度から 令和7年度まで	5,000千円 (委託予定額 20,000千円) 令和6年度計上予算額 15,000千円)
27	離職者等再就職支援事業委託契約	令和6年度から 令和9年度まで	241,000千円 (委託予定額 333,275千円) 令和6年度計上予算額 92,275千円)
28	障害者再就職支援事業委託契約	令和6年度から 令和7年度まで	2,400千円 (委託予定額 15,072千円) 令和6年度計上予算額 12,672千円)

29 静岡県信用保証協会に対する 損失補償	令和 6 年度から 令和 22 年度まで	690,000 千円
30 静岡県中小企業向制度融資に 係る利子補給	令和 6 年度から 令和 21 年度まで	2,859,000 千円
31 農林技術研究所茶業研究セン ター移転業務委託契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	88,500 千円 (委託予定額 88,500 千円) (令和6年度計上予算額 0 千円)
32 地方卸売市場近代化資金の利 子補給	令和 6 年度から 令和 12 年度まで	800 千円
33 公益社団法人静岡県農業振興 公社が行う農地売買等事業の資 金の損失補償	令和 6 年度から 令和 12 年度まで	167,000 千円
34 公益社団法人静岡県農業振興 公社が行う農地中間管理事業の 条件整備資金の損失補償	令和 6 年度から 令和 17 年度まで	156,000 千円
35 農業振興資金の利子補給	令和 6 年度から 令和 27 年度まで	280,253 千円
36 家畜疾病緊急対策資金に係る 利子補給	令和 6 年度から 令和 14 年度まで	29,330 千円
37 農業農村整備事業設計業務委 託契約 (県営基幹農業用水利施 設機能保全向上対策事業三方原 庄内用水幹線地区ほか 5 件)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	305,000 千円 (委託予定額 490,000 千円) (令和6年度計上予算額 185,000 千円)

38	農業農村整備事業等工事契約 (県営基幹農業用水利施設機能 保全向上対策事業楠木揚水機場 保全地区ほか61件)	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	10,247,000 千円 (工事予定額 13,251,000 千円) (令和6年度計上予算額 3,004,000 千円)
39	水産業振興資金の利子補給	令和 6 年度から 令和 27 年度まで	447,000 千円
40	袋井土木事務所空調設備更新 工事契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	47,000 千円 (工事予定額 47,000 千円) (令和6年度計上予算額 0 千円)
41	県単独道路施設小規模修繕等 業務委託契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	420,000 千円 (委託予定額 1,750,000 千円) (令和6年度計上予算額 1,330,000 千円)
42	道路事業設計業務委託契約 (橋梁長寿命化修繕ほか2件)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	76,000 千円 (委託予定額 140,000 千円) (令和6年度計上予算額 64,000 千円)
43	道路事業橋梁点検業務委託契 約 (橋梁点検ほか2件)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	160,000 千円 (委託予定額 290,000 千円) (令和6年度計上予算額 130,000 千円)
44	道路事業工事契約 (一般国道 135号ほか83件)	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	9,900,000 千円 (工事予定額 16,805,000 千円) (令和6年度計上予算額 6,905,000 千円)
45	県単独交通安全施設修繕業務 委託契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	45,000 千円 (委託予定額 180,000 千円) (令和6年度計上予算額 135,000 千円)
46	県単独道路事業工事契約 (主 要地方道掛川浜岡線)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	60,000 千円 (工事予定額 76,000 千円) (令和6年度計上予算額 16,000 千円)

47 道路事業用地補償契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	545,000 千円 (用地補償予定額 1,815,000 千円) (令和6年度計上予算額 1,270,000 千円)
48 静岡県土地開発公社事業資金による道路事業県単独事業用地譲受契約	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	静岡県土地開発公社が、令和 6 年度において借り受ける事業資金44,000千円の範囲内で取得する土地を、県は、道路事業県単独事業用地として譲り受けるものとし、投資額に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を、令和10年度までに支払う。
49 静岡県土地開発公社が行う道路事業県単独事業用地の先買い資金の債務保証	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	静岡県土地開発公社が、令和 6 年度において金融機関等から、道路事業県単独事業用地の先買い資金の融通を受ける場合、県は、金融機関等に対して債務を保証する。 ただし、債務保証の総額は、44,000千円に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を限度とする。
50 河川事業工事契約（久保川ほか21件）	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	7,026,000 千円 (工事予定額 9,700,000 千円) (令和6年度計上予算額 2,674,000 千円)
51 河川事業工事委託契約（沼川ほか3件）	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	4,480,000 千円 (委託予定額 5,140,000 千円) (令和6年度計上予算額 660,000 千円)
52 津波対策施設等整備事業（河川）工事契約	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	180,000 千円 (工事予定額 250,000 千円) (令和6年度計上予算額 70,000 千円)
53 海岸事業工事契約（沼津牛臥海岸ほか4件）	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	642,000 千円 (工事予定額 1,422,000 千円) (令和6年度計上予算額 780,000 千円)
54 砂防事業工事契約（安倍大沢川支川杉沢ほか5件）	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	570,000 千円 (工事予定額 990,000 千円) (令和6年度計上予算額 420,000 千円)

55 港湾施設小規模修繕等業務委託契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	7,500 千円 （委託予定額 30,000 千円） （令和6年度計上予算額 22,500 千円）
56 港湾事業工事契約（清水港海岸ほか2件）	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	785,000 千円 （工事予定額 1,145,000 千円） （令和6年度計上予算額 360,000 千円）
57 漁港施設小規模修繕等業務委託契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	10,000 千円 （委託予定額 40,000 千円） （令和6年度計上予算額 30,000 千円）
58 静岡県土地開発公社事業資金による街路事業国庫補助事業用地譲受契約	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	静岡県土地開発公社が、令和 6 年度において借り受ける事業資金2,983,000千円の範囲内で取得する土地を、県は、街路事業国庫補助事業用地として譲り受けるものとし、投資額に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を、令和10年度までに支払う。
59 静岡県土地開発公社が行う街路事業国庫補助事業用地の先買い資金の債務保証	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	静岡県土地開発公社が、令和 6 年度において金融機関等から、街路事業国庫補助事業用地の先買い資金の融通を受ける場合、県は、金融機関等に対して債務を保証する。 ただし、債務保証の総額は、2,983,000千円に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を限度とする。
60 愛鷹広域公園多目的競技場高圧受電盤更新工事契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	60,000 千円 （工事予定額 60,000 千円） （令和6年度計上予算額 0 千円）
61 小笠山総合運動公園動く歩道制御盤更新工事契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	15,000 千円 （工事予定額 15,000 千円） （令和6年度計上予算額 0 千円）
62 小笠山総合運動公園静岡スタジアムバトン装置修繕工事契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	11,000 千円 （工事予定額 11,000 千円） （令和6年度計上予算額 0 千円）

63	交通管制センター庁舎解体工事契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	54,000 千円 (工事予定額 60,000 千円) (令和6年度計上予算額 6,000 千円)
64	下田警察署庁舎等建設事業に係る解体工事契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	441,000 千円 (工事予定額 441,000 千円) (令和6年度計上予算額 0 千円)
65	交番・駐在所建築工事契約 (三島警察署(仮称)函南町交番ほか5件)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	592,000 千円 (工事予定額 592,000 千円) (令和6年度計上予算額 0 千円)
66	警察職員住宅解体工事契約 (本部小鹿2丁目公舎ほか5件)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	212,000 千円 (工事予定額 212,000 千円) (令和6年度計上予算額 0 千円)
67	教育総合ネットワークシステム教職員用パソコン更改業務委託契約	令和 6 年度から 令和 12 年度まで	724,000 千円 (委託予定額 1,229,409 千円) (令和6年度計上予算額 505,409 千円)
68	教育総合ネットワークシステムグループウェアライセンス取得契約	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	285,200 千円 (取得予定額 320,840 千円) (令和6年度計上予算額 35,640 千円)
69	地盤変動影響調査委託契約 (沼津東高等学校)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	8,800 千円 (委託予定額 8,800 千円) (令和6年度計上予算額 0 千円)
70	特別支援学校校舎建築設計委託契約 (浜松特別支援学校)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	431,000 千円 (委託予定額 539,000 千円) (令和6年度計上予算額 108,000 千円)
71	高等学校仮設校舎賃貸借契約 (富士宮北高等学校)	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	12,900 千円 (賃貸借予定額 29,300 千円) (令和6年度計上予算額 16,400 千円)
72	高等学校仮設校舎賃貸借契約 (沼津東高等学校)	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	142,500 千円 (賃貸借予定額 161,600 千円) (令和6年度計上予算額 19,100 千円)

73	特別支援学校仮設校舎賃貸借契約（静岡北特別支援学校その2）	令和6年度から 令和12年度まで	223,500千円 （賃貸借予定額 553,900千円） （令和6年度計上予算額 330,400千円）
74	特別支援学校校舎建築工事契約（静岡地区新特別支援学校）	令和6年度から 令和7年度まで	1,945,000千円 （工事予定額 3,242,000千円） （令和6年度計上予算額 1,297,000千円）
75	特別支援学校校舎解体工事契約（中東遠・浜松地区新特別支援学校）	令和6年度から 令和7年度まで	30,000千円 （工事予定額 30,000千円） （令和6年度計上予算額 0千円）
76	特別支援学校校舎改修工事契約（中東遠・浜松地区新特別支援学校）	令和6年度から 令和7年度まで	682,000千円 （工事予定額 682,000千円） （令和6年度計上予算額 0千円）
77	特別支援学校校舎建築工事契約（中東遠・浜松地区新特別支援学校）	令和6年度から 令和8年度まで	3,716,000千円 （工事予定額 3,716,000千円） （令和6年度計上予算額 0千円）
78	高等学校校舎解体工事契約（焼津水産高等学校）	令和6年度から 令和7年度まで	262,000千円 （工事予定額 328,000千円） （令和6年度計上予算額 66,000千円）
79	高等学校校舎解体工事契約（富士宮北高等学校）	令和6年度から 令和7年度まで	265,000千円 （工事予定額 265,000千円） （令和6年度計上予算額 0千円）
80	高等学校校舎建築工事契約（浜松工業高等学校）	令和6年度から 令和7年度まで	2,132,000千円 （工事予定額 2,293,000千円） （令和6年度計上予算額 161,000千円）
81	高等学校校舎改修工事契約（浜松工業高等学校）	令和6年度から 令和7年度まで	54,000千円 （工事予定額 54,000千円） （令和6年度計上予算額 0千円）
82	高等学校校舎解体工事契約（静岡東高等学校）	令和6年度から 令和7年度まで	450,000千円 （工事予定額 450,000千円） （令和6年度計上予算額 0千円）

83	高等学校校舎建築工事契約 (浜松南高等学校)	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	4,549,000 千円 (工事予定額 4,549,000 千円) (令和6年度計上予算額 0 千円)
84	高等学校校舎改修工事契約 (沼津東高等学校)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	61,000 千円 (工事予定額 77,000 千円) (令和6年度計上予算額 16,000 千円)
85	高等学校校舎建築工事契約 (沼津東高等学校)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	267,000 千円 (工事予定額 282,000 千円) (令和6年度計上予算額 15,000 千円)
86	特別支援学校校舎解体工事契 約 (静岡北特別支援学校)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	275,000 千円 (工事予定額 278,000 千円) (令和6年度計上予算額 3,000 千円)
87	県立中央図書館総合電算管理 システムサーバ等賃貸借契約	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	286,800 千円 (賃貸借予定額 302,800 千円) (令和6年度計上予算額 16,000 千円)
88	農林水産業災害対策資金の利 子補給	令和 6 年度から 令和 12 年度まで	1,150 千円

第 3 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業会計出資金	千円 37,000	普通貸借 又 は 証券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む)	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、一般歳入又はその他の収入をもって支弁する。
工業用水道事業会計出資金	43,000			
地震対策事業費	524,000			
脱炭素推進事業費	857,000			
出先機関庁舎等整備費	2,115,000			
地震防災事業費	92,000			
公有林整備費	83,000			
スポーツ施設整備事業費	165,000			
文化学術施設整備事業費	646,000			
観光施設整備事業費	556,000			
空港整備事業費	735,000			
社会福社会館整備事業費	73,000			
老人福祉施設整備事業費	479,000			
児童福祉施設整備事業費	128,000			
障害者施設整備事業費	134,000			
看護職員養成所施設整備事業費	31,000			
地方独立行政法人静岡県立病院 機 構 事 業 費	4,656,000			
労政会館施設整備費	14,000			
職業能力開発施設整備事業費	104,000			
農林技術研究所整備事業費	159,000			
農林環境専門職大学整備事業費	137,000			
食肉センター再編整備事業費	1,781,000			
土地改良事業費	2,561,000			
耕地災害防止施設費	663,000			
育種場設備整備事業費	18,000			
林道事業費	513,000			
臨時林道整備事業費	97,000			
治山事業費	1,867,000			
緊急自然災害防止対策事業費	8,254,000			
水産・海洋技術研究所等整備費	73,000			
沿岸漁場整備費	9,000			
魚介類種苗生産施設整備費	172,000			
漁業高等学園整備費	11,000			
道路事業費	4,759,000			
臨時県道整備事業費	16,231,000			
河川事業費	3,512,000			

臨時河川整備事業費	1,474,000			
緊急浚渫推進事業費	2,000,000			
海岸保全事業費	785,000			
自然災害防止事業費	540,000			
砂防事業費	2,165,000			
港湾事業費	2,649,000			
漁港整備費	553,000			
漁港海岸保全費	183,000			
地域鉄道対策事業費	187,000			
都市公園整備費	471,000			
警察施設整備費	1,918,000			
臨時高等学校施設整備費	9,320,000			
特別支援学校施設整備費	1,447,000			
県有施設改善事業費	510,000			
社会教育施設整備事業費	353,000			
大学施設整備事業費	235,000			
国直轄土地改良事業費	580,000			
国直轄治山事業費	378,000			
国直轄道路事業費	3,884,000			
国直轄河川事業費	1,264,000			
国直轄海岸保全事業費	450,000			
国直轄砂防事業費	1,998,000			
国直轄港湾事業費	1,544,000			
現年災害観光施設復旧費	30,000			
現年災害空港施設復旧費	30,000			
現年災害社会福祉施設復旧費	66,000			
過年災害農林水産施設復旧費	92,000			
現年災害農林水産施設復旧費	423,000			
過年災害土木復旧費	1,136,000			
現年災害土木復旧費	3,099,000			
国直轄災害復旧費	244,000			
現年災害教育施設復旧費	163,000			
臨時財政対策	10,000,000			
計	102,460,000			

第2号議案

令和6年度静岡県公債管理特別会計予算

令和6年度静岡県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ553,733,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		1,934,000
	1 財産運用収入	1,934,000
2 繰入金		313,699,000
	1 一般会計繰入金	188,214,000
	2 基金繰入金	125,485,000
3 県債		238,100,000
	1 県債	238,100,000
歳入合計		553,733,000

歲 出

款	項	金 額
1 公債費	1 公債費	553,733,000
歲 出 合 計		553,733,000

第3号議案

令和6年度静岡県自動車税等証紙徴収事務特別会計予算

令和6年度静岡県の自動車税等証紙徴収事務特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,321,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 証紙収入		3,321,000
	1 証紙収入	3,321,000
歳入合計		3,321,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰出金		3,321,000
	1 一般会計繰出金	3,321,000
歳 出 合 計		3,321,000

第4号議案

令和6年度静岡県県営住宅事業特別会計予算

令和6年度静岡県の県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,352,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(県債)

第3条 法第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 県債」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		3,687,758
	1 使用料	3,687,758
2 国庫支出金		4,045,996
	1 国庫補助金	4,045,996
3 財産収入		9,235
	1 財産運用収入	9,235
4 繰入金		2,742,435
	1 一般会計繰入金	923,934
	2 基金繰入金	1,818,501
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		78,576
	1 雑入	78,576
7 県債		8,787,000
	1 県債	8,787,000
歳入合計		19,352,000

歳 出

款	項	金 額
1 県営住宅事業費		11,756,059
	1 県営住宅管理費	3,365,899
	2 県営住宅整備費	8,334,841
	3 積立金	55,319
2 災害対策費		30,000
	1 県営住宅復旧費	30,000
3 公債費		7,495,941
	1 公債費	7,495,941
4 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		19,352,000

第 2 表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 県営住宅総合再生整備事業設計業務委託契約（小山第2団地ほか5件）	令和6年度から 令和7年度まで	182,000 千円 （委託予定額 253,000 千円） （令和6年度計上予算額 71,000 千円）
2 県営住宅総合再生整備事業工事契約（興津団地ほか4件）	令和6年度から 令和7年度まで	1,380,000 千円 （工事予定額 3,152,000 千円） （令和6年度計上予算額 1,772,000 千円）
3 県営住宅総合再生整備事業工事契約（平島団地ほか1件）	令和6年度から 令和8年度まで	2,678,000 千円 （工事予定額 2,678,000 千円） （令和6年度計上予算額 0 千円）

第 3 表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	<small>千円</small> 3,876,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	3,876,000			

第5号議案

令和6年度静岡県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和6年度静岡県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ674,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰越金		78,556
	1 繰越金	78,556
2 諸収入		595,444
	1 預金利子	23
	2 貸付金元利収入	583,853
	3 雑入	11,568
歳入合計		674,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金費	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金 2 諸費 3 一般会計繰出金	454,000 363,000 6,000 85,000
2 公債費	1 公債費	170,000 170,000
3 予備費	1 予備費	50,000 50,000
歳 出 合 計		674,000

第6号議案

令和6年度静岡県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

令和6年度静岡県の心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ647,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		110,130
	1 国庫補助金	110,130
2 繰入金		118,358
	1 一般会計繰入金	118,358
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		418,511
	1 預金利子	1
	2 雑入	418,510
歳入合計		647,000

歲 出

款	項	金 額
1 扶養共濟事業費		646,850
	1 扶養年金費	643,296
	2 諸費	3,554
2 予備費		150
	1 予備費	150
歲 出 合 計		647,000

令和6年度静岡県国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度静岡県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ296,200,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		93,318,769
	1 負担金	93,318,769
2 国庫支出金		74,138,700
	1 国庫負担金	55,788,593
	2 国庫補助金	18,350,107
3 前期高齢者交付金		109,100,952
	1 前期高齢者交付金	109,100,952
4 共同事業交付金		718,283
	1 共同事業交付金	718,283
5 出産育児交付金		13,354
	1 出産育児交付金	13,354
6 財産収入		7,663
	1 財産運用収入	7,663
7 繰入金		18,713,918
	1 他会計繰入金	17,863,918
	2 基金繰入金	850,000

8 繰越金	1 繰越金	148,407 148,407
9 諸収入	1 預金利子 2 雑入	39,954 7,400 32,554
歳 入 合 計		296,200,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		7,158
	1 総務管理費	6,410
	2 運営協議会費	748
2 保険給付費等交付金		231,849,147
	1 保険給付費等交付金	231,849,147
3 後期高齢者支援金等		47,638,170
	1 後期高齢者支援金等	47,638,170
4 前期高齢者納付金等		73,055
	1 前期高齢者納付金等	73,055
5 介護納付金		15,537,535
	1 介護納付金	15,537,535
6 病床転換支援金等		994
	1 病床転換支援金等	994
7 共同事業拠出金		718,622
	1 共同事業拠出金	718,622
8 保健事業費		200,000
	1 保健事業費	200,000

9 基金積立金		7,663
	1 基金積立金	7,663
10 諸支出金		128,829
	1 償還金及び還付加算金	128,829
11 予備費		38,827
	1 予備費	38,827
歳 出 合 計		296,200,000

令和6年度静岡県中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算

令和6年度静岡県の中小企業高度化資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,170,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 県債」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		368,419
	1 一般会計繰入金	368,419
2 繰越金		2,070
	1 繰越金	2,070
3 諸収入		1,155,511
	1 預金利子	1
	2 貸付金元利収入	1,155,159
	3 雑入	351
4 県債		1,644,000
	1 県債	1,644,000
歳入合計		3,170,000

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業高度化等事業費		2,267,984
	1 中小企業高度化資金等貸付金	2,055,000
	2 諸費	16,232
	3 一般会計繰出金	196,752
2 公債費		902,016
	1 公債費	902,016
歳 出 合 計		3,170,000

第 2 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金等貸付金	千円 1,644,000	普通貸借	10.0% 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構 の定める融資条件による。
計	1,644,000			

令和6年度静岡県林業改善資金特別会計予算

令和6年度静岡県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ332,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰越金		171,431
	1 繰越金	171,431
2 諸収入		160,569
	1 預金利子	167
	2 貸付金元利収入	110,400
	3 雑入	50,002
歳入合計		332,000

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金費		191,074
	1 林業改善資金貸付金	40,000
	2 木材産業等高度化推進資金貸付金	100,000
	3 諸費	1,071
	4 木材産業等高度化資金借入金償還金	50,003
2 予備費		140,926
	1 予備費	140,926
歳 出 合 計		332,000

令和6年度静岡県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和6年度静岡県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ182,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		876
	1 一般会計繰入金	876
2 繰越金		156,328
	1 繰越金	156,328
3 諸収入		24,796
	1 預金利子	235
	2 貸付金元金収入	24,561
歳入合計		182,000

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金費		51,676
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	50,800
	2 諸費	876
2 予備費		130,324
	1 予備費	130,324
歳 出 合 計		182,000

令和6年度静岡県清水港等港湾整備事業特別会計予算

令和6年度静岡県の清水港等港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,011,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(県債)

第3条 法第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 県債」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		3,032,529
	1 使用料	3,032,529
2 財産収入		269,208
	1 財産運用収入	269,208
3 繰入金		1,716,000
	1 一般会計繰入金	101,000
	2 基金繰入金	1,615,000
4 諸収入		163,263
	1 預金利子	2
	2 貸付金元利収入	24,816
	3 雑入	138,445
5 県債		4,830,000
	1 県債	4,830,000
歳入合計		10,011,000

歲 出

款	項	金 額
1 港湾事業費		6,550,751
	1 港湾管理費	2,443,751
	2 施設整備費	4,107,000
2 公債費		3,440,249
	1 公債費	3,440,249
3 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歲 出 合 計		10,011,000

第 2 表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 港湾施設小規模修繕等業務委託契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	(委託予定額 令和6年度計上予算額)	10,000 千円 40,000 千円 30,000 千円
2 清水港新興津荷役機械整備事業工事契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	(工事予定額 令和6年度計上予算額)	150,000 千円 150,000 千円 0 千円

第 3 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費 清 水 港 埠 頭 整 備 費 田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費 田 子 の 浦 港 埠 頭 整 備 費 御 前 崎 港 施 設 整 備 費 御 前 崎 港 埠 頭 整 備 費	千円 3,199,000 711,000 165,000 114,000 271,000 370,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	4,830,000			

令和6年度静岡県物品調達事務等特別会計予算

令和6年度静岡県の物品調達事務等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,196,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸収入		2,196,000
	1 諸収入	2,195,039
	2 雑入	961
歳入合計		2,196,000

歲 出

款	項	金 額
1 集中管理費		2,196,000
	1 集中管理費	2,196,000
歲 出 合 計		2,196,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 公用車両取得契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	21,000 千円 (取得予定額 21,000 千円) (令和6年度計上予算額 0 千円)

令和6年度静岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度静岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 総 配 水 量	199,200,761m ³
(7) 柿田川工業用水道	36,567,370m ³
(イ) ふじさん工業用水道	116,675,402m ³
(ウ) 静清工業用水道	16,948,101m ³
(エ) 中遠工業用水道	12,195,643m ³
(オ) 西遠工業用水道	10,827,949m ³
(カ) 湖西工業用水道	5,986,296m ³
2 1日平均配水量	545,756m ³
(7) 柿田川工業用水道	100,185m ³
(イ) ふじさん工業用水道	319,658m ³
(ウ) 静清工業用水道	46,433m ³
(エ) 中遠工業用水道	33,413m ³
(オ) 西遠工業用水道	29,666m ³
(カ) 湖西工業用水道	16,401m ³
3 給水工場数	332か所
(7) 柿田川工業用水道	4か所
(イ) ふじさん工業用水道	102か所
(ウ) 静清工業用水道	72か所
(エ) 中遠工業用水道	55か所
(オ) 西遠工業用水道	76か所
(カ) 湖西工業用水道	23か所
4 建設改良事業	3,479,882千円
(7) 柿田川工業用水道	30,169千円
(イ) ふじさん工業用水道	1,947,423千円
(ウ) 静清工業用水道	430,038千円
(エ) 中遠工業用水道	186,404千円
(オ) 西遠工業用水道	705,582千円
(カ) 湖西工業用水道	180,266千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	工業用水道事業	収益	5,118,757千円
第1項	営業	収益	4,743,613千円
第2項	営業外	収益	271,987千円
第3項	特別	利益	103,157千円
		支	出
第1款	工業用水道事業	費用	5,111,490千円
第1項	営業	費用	4,987,588千円
第2項	営業外	費用	120,902千円
第3項	予備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,342,267千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額291,164千円、建設改良積立金135,382千円、過年度分損益勘定留保資金1,589,858千円及び当年度分損益勘定留保資金325,863千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的	収入	2,163,243千円
第1項	企業	債	1,773,000千円
第2項	出資	金	43,000千円
第3項	国庫補助	金	15,400千円
第4項	補償	金	95,000千円
第5項	負担	金	235,000千円
第6項	固定資産売却	代金	1,843千円
		支	出
第1款	資本的	支出	4,505,510千円
第1項	建設改良	費	3,479,882千円
第2項	固定資産取得	費	14,801千円
第3項	企業債償還	金	1,009,327千円
第4項	国庫補助金返還	金	1,500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 柿田川工業用水道事業設計業務委託契約（送水管路線ほか管路更新計画策定業務委託）	令和6年度から 令和7年度まで	30,000千円 （委託予定額 30,000千円） （令和6年度計上予算額 0千円）
2 柿田川工業用水道事業工事契約（長泉配水池無停電電源設備改築工事）	令和6年度から 令和7年度まで	70,000千円 （工事予定額 70,000千円） （令和6年度計上予算額 0千円）
3 ふじさん工業用水道事業設備点検業務委託契約（全体及び岳南導水管路弁類清掃点検委託ほか2件）	令和6年度から 令和8年度まで	28,800千円 （委託予定額 43,500千円） （令和6年度計上予算額 14,700千円）
4 ふじさん工業用水道事業工事契約（岳南導水管路制水弁改築工事ほか11件）	令和6年度から 令和7年度まで	994,000千円 （工事予定額 1,200,000千円） （令和6年度計上予算額 206,000千円）
5 ふじさん工業用水道事業包括委託契約（新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型））	令和6年度から 令和12年度まで	13,650,000千円 （包括委託予定額 13,700,000千円） （令和6年度計上予算額 50,000千円）
6 静清工業用水道事業工事契約（浜田線制水弁設置工事（下流側工区）ほか2件）	令和6年度から 令和7年度まで	305,000千円 （工事予定額 315,000千円） （令和6年度計上予算額 10,000千円）
7 中遠工業用水道事業工事契約（天竜川系導水管路制水弁設置工事ほか1件）	令和6年度から 令和7年度まで	274,000千円 （工事予定額 289,000千円） （令和6年度計上予算額 15,000千円）
8 中遠工業用水道事業整備維持契約（寺谷浄水場中央監視制御設備整備維持事業）	令和6年度から 令和18年度まで	396,000千円 （整備維持事業予定額 396,000千円） （令和6年度計上予算額 0千円）
9 西遠工業用水道事業設備点検業務委託契約（初生浄水場ほか電気設備点検委託ほか1件）	令和6年度から 令和8年度まで	18,800千円 （委託予定額 28,200千円） （令和6年度計上予算額 9,400千円）

10 西遠工業用水道事業工事契約 (初生浄水場沈殿池汚泥掻寄機 設備改築工事ほか3件)	令和6年度から 令和7年度まで	760,000千円 (工事予定額 790,000千円) (令和6年度計上予算額 30,000千円)
11 湖西工業用水道事業設備点検 業務委託契約(梅田浄水場浄水 機器設備点検委託)	令和6年度から 令和8年度まで	5,600千円 (委託予定額 8,400千円) (令和6年度計上予算額 2,800千円)

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふじさん工業用水道建設費 静岡工業用水道建設費 中遠工業用水道建設費 西遠工業用水道建設費 湖西工業用水道建設費	千円 825,000 329,000 126,000 333,000 160,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資 条件により、銀行その他から借り入れ る場合は、据置期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは元金 不均等の方法をもって年賦又は半年賦 若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還 し、償還期限を短縮し、又は借換えす ることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収 入をもって支弁する。
計	1,773,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経
費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 601,917千円

(2) 交 際 費 100千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、26,096千円と定める。

令和6年度静岡県水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度静岡県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	総	配	水	量	73,511,000m ³
	(7)	駿	豆	水道	8,614,000m ³
	(4)	榛	南	水道	5,073,500m ³
	(9)	遠	州	水道	59,823,500m ³
2	1	日	平	均配水量	201,400m ³
	(7)	駿	豆	水道	23,600m ³
	(4)	榛	南	水道	13,900m ³
	(9)	遠	州	水道	163,900m ³
3	給	水	対	象数	10市町
	(7)	駿	豆	水道	3市町
	(4)	榛	南	水道	2市
	(9)	遠	州	水道	5市町
4	建	設	改	良事業	3,174,900千円
	(7)	駿	豆	水道	130,622千円
	(4)	榛	南	水道	729,261千円
	(9)	遠	州	水道	2,315,017千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入					
第1款	水	道	事	業 収 益	7,066,946千円
第1項	営	業	収	益	6,510,446千円
第2項	営	業	外	収 益	556,500千円
支 出					
第1款	水	道	事	業 費 用	6,723,253千円
第1項	営	業	費	用	6,400,599千円
第2項	営	業	外	費 用	319,654千円
第3項	予	備	費	用	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,194,693千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額234,340千円、建設改良積立金130,622千円、過年度分損益勘定留保資金2,225,120千円及び当年度分損益勘定留保資金604,611千円で補填するものとする。）。

		収 入	
第1款	資 本 的 収 支		943,054千円
第1項	企 業 債		266,000千円
第2項	出 資 金		37,000千円
第3項	補 助 金		55,000千円
第4項	負 担 金		585,054千円
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		4,137,747千円
第1項	建 設 改 良 費		3,174,900千円
第2項	固 定 資 産 取 得 費		10,796千円
第3項	企 業 債 償 還 金		939,051千円
第4項	補 助 金 返 還 金		13,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 駿豆水道用水供給事業工事契約（第四函南・相の原受水槽ミニUPS改築工事）	令和6年度から 令和7年度まで	5,000千円 (工事予定額 5,000千円) (令和6年度計上予算額 0千円)
2 榛南水道用水供給事業工事契約（榛南統合連結管整備工事（新一ノ谷線、御前崎大江線）ほか1件）	令和6年度から 令和7年度まで	1,316,000千円 (工事予定額 1,992,000千円) (令和6年度計上予算額 676,000千円)
3 遠州広域水道用水供給事業設計業務委託契約（寺谷浄水場脱水機設置に伴う設計業務委託（詳細設計）ほか1件）	令和6年度から 令和7年度まで	115,000千円 (委託予定額 115,000千円) (令和6年度計上予算額 0千円)
4 遠州広域水道用水供給事業工事契約（於呂浄水場沈殿池機械設備等改築工事ほか6件）	令和6年度から 令和7年度まで	1,156,000千円 (工事予定額 1,367,000千円) (令和6年度計上予算額 211,000千円)

5 遠州広域水道用水供給事業整備維持契約（寺谷浄水場中央監視設備整備維持事業）	令和6年度から 令和18年度まで	924,000千円 （整備維持事業予定額 924,000千円） （令和6年度計上予算額 0千円）
---	---------------------	--

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
榛南水道建設費 遠州水道建設費	千円 65,000 201,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	266,000			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 690,268千円

(2) 交際費 100千円

（棚卸資産購入限度額）

第10条 棚卸資産の購入限度額は、12,181千円と定める。

令和6年度静岡県地域振興整備事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度静岡県地域振興整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	開発整備用土地取得	取得面積	59,700㎡
2	開 発 整 備	開発面積	541,450㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	開発整備事業	収益	87,200千円
第1項	営業外	収益	19,200千円
第2項	特別	利益	68,000千円
		支 出	
第1款	開発整備事業	費用	155,974千円
第1項	営業	費用	100,187千円
第2項	営業外	費用	52,787千円
第3項	予	備 費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	資 本 的	収 入	2,622,800千円
第1項	負 担	金	75,000千円
第2項	長泉東野地区	事業収入	107,000千円
第3項	牧之原萩間地区	事業収入	1,660,800千円
第4項	湖西内山地区	事業収入	240,000千円
第5項	新規用地	事業収入	540,000千円
		支 出	
第1款	資 本 的	支 出	1,828,026千円
第1項	建 設 改 良	費	1,328,026千円
第2項	投	資	500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 長泉東野工業用地業務委託 契約（確定測量業務委託）	令和6年度から 令和7年度まで	6,500千円 (委託予定額 6,500千円) 令和6年度計上予算額 0千円)
2 牧之原萩間工業用地工事契 約（基盤造成工事）	令和6年度から 令和14年度まで	14,080,000千円 (工事予定額 14,080,000千円) 令和6年度計上予算額 0千円)
3 湖西内山工業団地業務委託 契約（実施設計業務委託）	令和6年度から 令和7年度まで	30,000千円 (委託予定額 60,000千円) 令和6年度計上予算額 30,000千円)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 155,569千円
- (2) 交 際 費 100千円

令和6年度静岡県立静岡がんセンター事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度静岡県立静岡がんセンター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 事業計画	(1) 病 床 数	615床
	一 般 病 床	615床
	(2) 患 者 数	
	年 間 延 患 者 数	549,332人
	外 来 患 者	345,060人
	入 院 患 者	204,272人
	1 日 平 均 患 者 数	1,980人
	外 来 患 者	1,420人
	入 院 患 者	560人
2 建設計画	(1) 建設改良工事	1,130,865千円
	(2) 器械器具及び備品購入	986,444千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	病 院 事 業 収 益	44,879,850千円
第1項	医 業 収 益	37,283,015千円
第2項	医 業 外 収 益	7,591,835千円
第3項	特 別 利 益	5,000千円
第2款	研 究 所 事 業 収 益	860,332千円
第1項	研 究 所 収 益	860,332千円
		支 出
第1款	病 院 事 業 費 用	44,878,758千円
第1項	医 業 費 用	43,322,728千円
第2項	医 業 外 費 用	1,551,030千円
第3項	特 別 損 失	5,000千円
第2款	研 究 所 事 業 費 用	979,045千円
第1項	研 究 所 費 用	979,045千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,173,791千円は、過年度分損益勘定留保資金2,173,791千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	病院資本的収入		2,933,645千円
第1項	企業債		1,840,000千円
第2項	基金繰入金		4,000千円
第3項	受託金		145,670千円
第4項	投資有価証券償還金		943,975千円
第2款	研究所資本的収入		346,761千円
第1項	企業債		90,000千円
第2項	他会計負担金		2,000千円
第3項	受託金		33,000千円
第4項	出資金		221,761千円
		支	出
第1款	病院資本的支出		5,107,435千円
第1項	建設改良費		1,992,309千円
第2項	企業債償還金		3,094,087千円
第3項	長期貸付金		19,200千円
第4項	敷金・保証金		1,839千円
第2款	研究所資本的支出		346,762千円
第1項	建設改良費		125,000千円
第2項	企業債償還金		221,762千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
静岡がんセンター施設整備事業	工事契約	令和6年度から	令和7年度まで	(工事予定額	467,000千円 1,160,000千円)
)	令和6年度計上予算額	693,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
静岡がんセンター医療機器整備費 静岡がんセンター整備費 静岡がんセンター研究所整備費	千円 977,000 863,000 90,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	1,930,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 15,778,102千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、578,094千円である。

(棚卸資産購入限度額)

第11条 棚卸資産の購入限度額は、20,123,839千円と定める。

令和6年度静岡県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度静岡県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間総処理水量	30,929,000m ³
(7) 狩野川東部流域下水道	11,374,000m ³
(4) 狩野川西部流域下水道	19,555,000m ³
2 1日平均処理水量	84,737m ³
(7) 狩野川東部流域下水道	31,162m ³
(4) 狩野川西部流域下水道	53,575m ³
3 流域関連市町数	8市町
(7) 狩野川東部流域下水道	3市町
(4) 狩野川西部流域下水道	5市町
4 建設改良事業	1,470,100千円
(7) 狩野川東部流域下水道	526,400千円
(4) 狩野川西部流域下水道	943,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	流域下水道事業収益	5,025,539千円	
第1項	営業収益	2,836,695千円	
第2項	営業外収益	2,188,844千円	
		支 出	
第1款	流域下水道事業費用	4,816,531千円	
第1項	営業費用	4,614,710千円	
第2項	営業外費用	198,821千円	
第3項	予備費	3,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額600,719千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,000千円、減債積立金142,313千円、建設改良積立金76,695千円、過年度分損益勘定留保資金220,632千円及び当年度分損益勘定留保資金121,079千円で補填するものとする。）。

		収 入		
第1款	資 本 的	収 入		1,402,750千円
第1項	企 業	債		349,000千円
第2項	国 庫	補 助 金		684,500千円
第3項	負 担	金		369,250千円
		支 出		
第1款	資 本 的	支 出		2,003,469千円
第1項	建 設	改 良 費		1,470,100千円
第2項	固 定 資 産	取 得 費		8,356千円
第3項	企 業	債 償 還 金		525,013千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 流域下水道事業管理委託契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和6年度から 令和9年度まで	3,760,000千円 （委託予定額 3,760,000千円） 令和6年度計上予算額 0千円
2 流域下水道事業道路管理業務委託契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和6年度から 令和7年度まで	4,000千円 （委託予定額 14,000千円） 令和6年度計上予算額 10,000千円
3 流域下水道事業設備整備工事契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和6年度から 令和7年度まで	12,000千円 （工事予定額 30,000千円） 令和6年度計上予算額 18,000千円
4 流域下水道事業工事契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和6年度から 令和7年度まで	1,192,000千円 （工事予定額 2,196,000千円） 令和6年度計上予算額 1,004,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
狩野川東部流域下水道建設費 狩野川西部流域下水道建設費	千円 123,000 226,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	349,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的収支における営業費用、営業外費用相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 166,735千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,094千円である。